

学校感染症の種類と出席停止について

幼稚園は集団生活となりますので、感染症については特に配慮しております。次のような感染症にかかると、他の園児に感染する可能性が高くなりますので、医師に治癒したとの認定を受けるまで登園させないようにしてください。

治癒して登園する際は、医師の『治癒証明書』が必要です。証明書は医師の診断書、または幼稚園の『登園許可証明書』に記入してもらってください。

詳細につきましては、幼稚園にお問い合わせください。なお、出席停止の場合は欠席にはなりません。

●学校感染症の種類と出席停止の期間

種類	病名	出席停止期間
第一種	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘瘡 ・南米出血熱 ・ジフテリア ・重症急性呼吸症候群 (病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る) ・鳥インフルエンザ ・マールブルグ熱 ・ラッサ熱 ・ポリオ 	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過まで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現したあと5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで	
第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 その他の感染症 ※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ） ・細菌性赤痢 ・腸チフス ・急性出血性結膜炎 	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

(参考：学校保健法施行規則第18条、第19条及び第20条)

登園許可証明書

_____組 _____氏名

病名：_____

上記の者は、平成 _____年 _____月 _____日より療養中のところ、現在症状が軽快し

他児への感染のおそれはないと判断したので、平成 _____年 _____月 _____日より登園をしてよい

ことを証明します

証明日：平成 _____年 _____月 _____日

医療機関名 _____

医師名 _____ (印)